

子供に対するライターの安全対策への取組

東京都

【取組の契機】

- ① 東京都では、商品等による危害や危険から都民を守るため、消費者、事業者等をメンバーとする、東京都商品等安全対策協議会を設置し、安全対策について提言
- ② 同協議会は、東京消防庁管内の火災の実態を踏まえ、日本で法規制のない「子供に対するライターの安全対策」をテーマとして取り上げ、現状を分析し課題を整理

【報告書の内容】 平成21年11月

- ① 安全対策の実施として、“チャイルドレジスタンス対策”について国は法律などによる規制を検討すること
- ② 消費者への普及啓発として、東京都は、注意喚起・普及啓発を行うとともに、教育機関及び保育機関などに情報提供を行うことなどを提言

【都としての取組】

- ① “チャイルドレジスタンス対策”の実施について、消費生活用製品安全法の「特定製品」に指定するよう、消費者庁・経済産業省に法規制を要望
- ② 業界団体に対しては、店頭での販売方法に注意を払うこと、子供が興味を示すようなライターや危険性を認識できないようなライターの販売自粛などを要望
- ③ 東京都は、幼い子供のいる家庭での注意事項について、保護者向けのリーフレットを70万部作成し、保育所、幼稚園、各区市町村や保健センター等に配布
このほか、消費生活情報誌、広報東京都に、「ライターによる重大事故から子供を守るために」を掲載するなど、様々な広報媒体を通じて注意喚起

リーフレットでの注意事項

- (1) 子供の手の届くところに、ライターを置かない。
- (2) 子供にライターを触らせたり、ライターで遊ばせたりしない。
- (3) 子供でも簡単に操作できるライターを極力購入しない。
- (4) 理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。



子供の手の届くところに、ライターを置かない。

幼い子供によるライターを使った火遊びが、重大な事故につながっています。ライターの保管には十分気をつけ、できれば、子供だけを置いて外出するのを避けましょう。



子供にライターを触らせたり、ライターで遊ばせたりしない。

お店にあるライターをおもちゃと間違え、いじっているうちに点火し、火傷する事故や、家庭にあるライターで遊んでいて点火し、火傷する事故も起きています。



理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。

家庭や学校または地域社会において、火遊びの危険性や適正な火の取り扱いについて教えることも必要です。



危険です!!

ライターの
取り扱いに
注意!

特に、幼い子供のいる家庭では、
注意が必要です。



子供の火遊びに使用されているものは、7割以上がライターです。また、5歳未満の子供が、ライターで火遊びをした場合、8割以上という高い割合で死傷者が発生しています。

ライターの取り扱いに
注意！



1歳と2歳の子供が死亡する悲しい事故が起きています。

両親が外出中に、2歳の子供がライターで、室内に干してあった洗濯物に火をつけたため、出火

過去10年間の子供(12歳以下)の火遊びによる火災件数

(平成11年～20年 東京消防庁管内)



出典：「火災の実態」(東京消防庁)



出典：「平成21年版 火災の実態」(東京消防庁)

事故を繰り返さないためにも、
気がついた点はすぐに申し出てください！

子供の事故は、どうしても、大人の管理責任と考えがちです。そして、事故にあってもどこにも言わないことがほとんどです。しかし、なぜそのような事故が起きたか、原因が解明され、改善がすすまないと、また同じような事故が起きてしまします。

事故にあわれて、その事故が商品などに起因すると思われるときは、販売店・メーカーや消費生活センターなどの相談機関に申し出ましょう。

相談機関

◎ 東京都消費生活総合センター



03-3235-1155

【受付時間】9:00～16:00

◎ 最寄りの区市町村の

消費生活センター

「くらしの安全情報サイト」を
ぜひ、ご活用ください！

くらしの安全情報サイトでは、商品・サービスを中心とした危害・危険・安全性といった情報を提供しています。(財)日本中毒情報センター、各PLセンター、区市町村の消費生活相談窓口等「くらしの安全相談窓口一覧」も掲載しております。

くらしの安全情報サイト

●「くらしの安全情報サイト」

<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>